

徳島県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる 事務所の所在地	指定の期間
徳島県立障がい者交流 プラザ（障がい者交流 センター及び視聴覚障 がい者支援センター）	社会福祉法人徳島 県社会福祉事業団	徳島市西新浜町二丁 目三番七八号	令和五年四月一日から令和 十年三月三十一日まで
徳島県立障がい者交流 プラザ（障がい者スポ ーツセンター）	岡田企画株式会社	同 一番町三丁目 一六番地の三	同